

平成 30 年度における光市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度における光市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

この調達方針は、市のすべての部局等での物品等の調達に適用する。

2 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、物品（事務用品、食料品、小物など）及び役務（印刷、クリーニング、清掃など）の種別毎に、前年度の実績と同等とすることを目標とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。これらの取組は、調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、効果的な実施と予算の適正な執行に努める。

（1）調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等からの調達が円滑に進むよう、福祉総務課は、各障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を各部局に提供する。

（2）障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

各部局は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

（3）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（以下「第 3 号随意契約」という。）に該当するものについては、第 3 号随意契約を積極的に活用する。

（4）障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組に対し、情報提供や適切なアドバイス等の支援に努める。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、今年度終了後、福祉総務課が遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等に公表する。